

# ご旅行条件書 (海外募集型 企画旅行)

お申し込みいただく前に、この旅行条件書、パンフレット記載のご案内とご注意及び各コースごとの掲載内容を必ずお読み下さい。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(株)トラベルプラザインターナショナル（東京都江東区富岡2-1-9 観光庁長官登録旅行業573号）(以下「当社」といいます) が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを先にお受けします。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しの最終旅行日程表を称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社又は本旅行業務所(以下「当社ら」といいます)に当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として織り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといえます。
- 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものと取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金をお支払い済み、当社らが旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項③の定めにより契約が成立します。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申し込みの際で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様に承諾を得て、お客様に期限を確定したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、この状態のことを「ウェイトング」といいます)。この場合、お客様をウェイトングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らお申込書の提出及び申込金と同額を入金として申し受けます(ウェイトングの登録は予約完了を前提とするものではありません)ただし、当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトング登録の解除のお申し出があった場合⑧又は「お待ち頂く期間まで結果として予約ができなかった場合は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- 本項⑧の場合で、ウェイトングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。

## 4. お申し込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定ののお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていられる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、事前を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内にて応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために施した特別な措置を実施する費用はお客様の負担とさせていただきます。この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同等な条件とさせていただきます(かかる、コースの一部については費用を変更させていただきます)か、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項①②④④の場合で、当社よりお客様にご連絡がある場合は、①②④はお申し込みの日から、④はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかると必要措置をとらせていただきます。これにかかった一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとして当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項①の契約書面を補完する書面として、当社にお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいします(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しとなります)お申し込み。この場合も旅行開始日の前日までにお渡ししますが、お申し込みの旅行開始日の前日から起算して2か月前の日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることとなります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して2か月前～21日目に当たる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算して2か月前～21日目に当たる日以降にお申し込み済みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項①に規定する通信契約を締結している場合であっても、お客様が提携カード会員である旅行会社、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを合算する)お第15項①に規定する取消料・違約料、第10項①に規定されている追加料金及び第14項①の旅行手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みの日限り、お客様の承諾日となります。

## 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項①「申込金」第15項①の1.のAの「取消料」第15項①の2.のAの「違約料」及び第23項①の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空・船航、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金[原簿の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの]に限りません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)
- 旅行日程に含まれる運送バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程にお客様負担)と表示してある場合を除きます)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金  
お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用できる方によって異なります)のことで詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託料を代行するものです。また、航空会社の手荷物有料には付かない一部含まれない場合もございます)
- 現地で手荷物の運搬料金(一部含まれない場合があります)
- 但し、一部の空港・港・ホテルではコースがいない等の理由により、お客様ご自身で運送していただく場合があります)
- 添乗員同行コースの同行費用  
上記費用はおお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ  
当該コースについては、航空会社ごとの燃費消費サーチャージの増減・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項①から⑨のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
  - 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項①に定める航空会社ごとの手荷物の有料分)
  - クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金
  - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
  - ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の旅行)の料金
  - 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)※航空会社の定める付加運賃・料金等が変更された場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項⑨のコースの燃油サーチャージは除きます)
  - 第⑧項④で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金
  - 日本国内の空港施設使用料等
  - 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費
  - 旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます)

## 10. 追加代金と割引代金

- 第⑧項④で「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます)
  - お一人部屋を使用される場合の追加代金
  - パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
  - 「食事システム」等を基本とした「食事すべらん」等の差額代金
  - お客様等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
  - パンフレット等で当社が「C・Dクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更を要する運賃差額
  - 国内線特別旅行プラン
  - その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートビュー追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするパンフレット等に記載した場合の追加代金等)
- 第⑧項⑤で「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を算定した場合を除きます)
  - パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊したときに条件に設定した1人あたりの割引代金
  - その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

## 11. 渡航手続、査証について

- 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身の起因する事由により旅行・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- 渡航先の国又は地域によって旅券・有効期限期間を要する場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により、当初の計画にない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においては、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるとともに、お客様にあらかじめ運賃やサービス料の増額や追加代金などの増し、お客様の同意を要する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更額にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して2か月前～21日目に当たる日より前にお客様へ通知いたします。
  - 当社は本項①②の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなるとは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - 旅行代金が増額され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけが旅行代金を減額します。
  - 第⑧項⑤により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに由来の変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - 当社が、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該

# JTBグループ TPI トラベルプラザインターナショナル

利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替をする手数料として10,500円(消費税込)をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

### (1) 旅行開始前

- お客様の解除権  
お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。
  - お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
    - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
    - 第13項①に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
    - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
    - 当社がお客様に対し、第5項②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
    - 当社は本項①②の1.のAにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引く払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を請求いたします。また本項①②の1.のBにより、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
    - 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、旅行の実施は可能であり、十分な安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料が必要となります。

- お客様の都合による出発日よりコースの変更、運送・宿泊機関等の旅行行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を受けます。
- 当社の解除権  
お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項①②のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
  - 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
    - お客様が当社からあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
    - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
    - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
    - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員を満たさないとき。この場合14人/27～56、7/20～831、12/20～17/旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算して2か月前～21日目に当たる日より前に、また、開期以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算して2か月前～21日目に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。ごキャンセルを目的とする旅行における降参の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないと、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
    - 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき(但し1.に安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項①②の1.に振り替えます)。
- 当社は本項①②の2.のDにより旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項①②の1.のBにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

### (2) 旅行開始後の解除

- お客様の解除・払い戻し  
お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該可能になった旅行サービス提供に係る一部の契約を解除することができます。
    - 本項②①の1.の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領額がご負担の貴ご負担の大部分は旅行代金を払い戻します。ただし、当該事由がご負担に帰すべき事由により生じた場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
    - 本項②①の2.のAに規定する事由によりお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
      - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
      - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
      - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への不服、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を失い、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
      - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
      - 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された旅行の継続が不可能となったとき。
    - 解除の効果及び払い戻し  
本項②②のAに規定した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対し

て、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払ひ又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目(この名目)に当分の費用を差し引いて払い戻したります。

ウ、本項②のaのア、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地の必要な手配をいたします。

エ、当社が本項②のaのaの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第13項の2(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地に於ける当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 19. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り損害賠償を請求することができます。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
2. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
3. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
4. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
5. 自由行動中の事故
6. 食中毒
7. 盗難
8. 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項①の損害につきまは、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。

(4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない機種の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

## 20. 特別補償

(1) 当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円)・入院見舞金(4万円～40万円)及び通院見舞金(2万円～10万円)を支、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。

(2) 本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われないことについては、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロプロット、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンテンツ等お客様の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項①より損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたといたします。

## 21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社に損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償を申し受けさせていただきます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一募集型企画と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行代金および運賃を請求し、前払金、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関様はお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の負担すべき事由によるものであるときは、当該措置に生じた費用のお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

## 22. オプションツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を取受て当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示いたします。

(2) オプションツアーの運営事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合は、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます)が、それ以外の責任を負いません。

募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます)また、当該オプションツアーの運営事業者の責任及びお客様との責任は、すべて、当該旅行事業者の定め及び現地法人に拠ります。

(3) 当社は、パンフレット上で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます)が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金とはせず、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことから変更の場合は変更補償金を支払います)。

② 旅行日程に支障をもたらす天災地変、天災地変、い、戦乱、ウ、暴動、官公署の命令、欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に比し必要な措置

③ 第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

④ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができる場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

⑤ 当社にお客様の同意を得たうえに変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相当サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレット又は確定書面に記載した入場券等観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金を合算額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ ①②～⑧に掲げる変更のうち募集型企画旅行又は確定書面に記載した事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1乗車事項1件とはします。

注4：④⑤⑥⑦⑧に掲げる変更が当該乗車項目(泊)の中で複数生じた場合であっても、1乗車又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：⑨に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関等そのもの変更に伴うものを含みます。

注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

## 24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード(以下「提携カード」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名をなして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行の申し込みを受け付ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類は受託旅行業者により異なります。)

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日を含みます。

(2) 申し込みの際には、会員番号(クレジットカード番号)、「カード有効期日」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が電話、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当社は提携会社のカードにより所定の償戻への会員の署名をなして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項で定める取消料」の支払いを受け付けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた

額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をお申利用日として払い戻します。

(6) 与信等の理由により会場の申し出のクレジットカードでのお支払いができません場合、当社とは通信契約を解除し、当該期日までに、お支払いいただけない場合は当社が別途指定する期日までに現金に旅行代金をお支払いいただけます。第15項①の1.の取消料と同額の違約料を申し受けます。

## 25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

## 26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

## 27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の医療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

(28) 個人情報の取扱い

① 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目ご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報提供を拒否いただいた場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配りその他のサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の取得した個人情報は受取できません。

お申込いただいた個人情報は「受託販売店」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理を代理してご対応いたします。

② 当社は、前項より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく(ほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行社に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします)。

その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお問い合わせ③アンケートのお願い④特典サービス提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

③ 当社は、旅行添乗業務、空港等であつたサービス業務等において、本項①より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報管理を委託いたします。

④ 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等お客様との連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当該グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の個人データの簡素化、催し物のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のお申し出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の各名及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジェイティービーのホームページ (<http://www.jtbcorp.jp/privacy/>) をご参照ください。

⑤ 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データと搭乗便に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

## 29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 30. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による、おそれ、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動時間を要した諸費用が生じたときは、それら費用はおお客様にご負担いただきます。

(2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物の際にしましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品の手配はいたしません。免税店等がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続は、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約内閣府法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(4) この代金は、旅行開始日(日を基準に満2才以上～12才未満の方に適用いたします)幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におかけのシートを専用では使用しない方に適用します。

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発着出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表でご案内した海外での集合場所から集合してから、海外での解散場所までとなります。

(6) 日本国内の空港等から、本項⑤の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行の範囲に含まれません。

(7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のインレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の要により第19項⑤及び第23項①の責任を負いません。

(8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際は、「ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記載された場合は、航空券の発行等、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社らは、お客様の交渉の場面に準じて、第14項のお客様の受替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、海外旅行傷害保険に必ずご加入されることをおすすめします。

当社では、社団法人日本旅行業協会の bonded 保証会員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様が、同協会から弁済を受けることになった場合、必ず法定の弁済業務保証金制度により弁済を受け、不足する場合は bonded 保証制度により一定の限度額(当社が予約している保証金等の額)に達するまで弁済を受けることができます。